

農地法第4条・5条の届出書（市街化区域内農地転用） について

- 農地法第4条・・・農地の転用
（自己の所有農地を農地以外の用途に変更する場合）
- 農地法第5条・・・農地の転用を伴う権利移動
（所有権移転、使用貸借権・賃借権の設定）

1 提出書類（太線内は必須）

書 類 名	部数	備 考
届出書	2	
案内図	2	1／3,000 程度（住宅地図等）
公図写し又は土地整理図写し	2	土地区画整理事業地内の場合は 仮換地図でよい
土地の登記事項証明書	2	全部事項証明書 1部は原本、1部はコピーでよい
仮換地証明書 （土地区画整理事業地内の場合）	2	1部は原本、1部はコピーでよい
現在の住所が分かる書類 （土地の登記事項証明書に記載され ている住所と現住所が異なる場合）	2	戸籍の附票、住民票等 1部は原本、1部はコピーでよい

※このほかにも添付書類が必要となる場合があります。

2 締切日・受理通知書交付日

締 切	毎週火曜日（祝日の場合は翌開庁日）
受理通知書交付日	翌週火曜日（祝日の場合は翌開庁日）以降

- ・ 年末年始・年度末等の場合、変更することがありますのでご了承ください。
- ・ 受理通知書交付の通知・連絡は、いたしませんので、受理通知書を受領する場合は、
本人確認ができるものをご持参のうえ、お越しください。
- ・ 同居の家族以外の方に提出・受領を頼まれる場合は、委任状が必要です。

3 その他

土地改良区域内の場合は、土地改良区へ届出が必要ですのでご確認ください。

【問い合わせ先】 蒲都市農業委員会 電話（0533）66－1127